

コロナ禍の経営のお悩みを中小企業診断士に直接相談できる『緊急経営相談ダイヤル』をご利用ください

土・日曜日・祝日もご相談できます

相談事例・うちの会社も国や都の補助金、助成金をもらえるの？
・新型コロナウイルス対策としてネット販売をはじめたい
※相談内容に応じて、各専門機関（弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士など）へ繋ぐこともできます。※匿名での相談も可能です。※Zoomを使用したオンライン相談も承ります。

問合せ 台東区産業振興事業団
経営支援課商工相談担当 TEL (5829) 4125

専用ダイヤル TEL 03-5829-8078

火・土・日曜日・祝日午前10時～午後3時
木曜日午後3時～7時
※土・日曜日・祝日の相談は3月28日(日)までです。



新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免制度・傷病手当金の支給について

●保険料の減免制度（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料）
対象・要件①新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入（以下「事業収入等」）が減少し、次の②③のすべて（介護保険料は②③）を満たす世帯の方
世帯の主たる生計維持者について、
②2年中の事業収入等のいずれかが元年中よりも3割以上減少している
③元年中の合計所得金額が1,000万円以下である
④減少した事業収入等以外の元年中の所得の合計が400万円以下である
減免される額 全部または一部※条件による 対象となる保険料 元年度分および2年度分の保険料で、2年2月1日～3年3月31日に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの 申請方法 申請書等は区HPよりダウンロードできます。ダウンロードできない場合は郵送しますので各問合せ先へご連絡ください。 申請期限（必着）3月31日(水)
問合せ 国民健康保険料は国民健康保険課資格係 TEL (5246) 1252
後期高齢者医療保険料は国民健康保険課後期高齢者保険係 TEL (5246) 1491
介護保険料は介護保険課資格・保険料担当 TEL (5246) 1246・1242

●傷病手当金の適用期間が6月30日(水)まで延長されました（国民健康保険・後期高齢者医療制度）
対象 給与などの支払いを受けている方で、新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができなかつた方 支給対象となる日数 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労を予定していた日 支給額 直近の継続した3か月の給与収入の合計額÷就労日数×3分の2×支給対象となる日数 適用期間 2年1月1日～3年6月30日（ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月まで）
問合せ 国民健康保険課給付係 TEL (5246) 1253
後期高齢者医療「広域連合お問合せセンター」 TEL 0570-086519

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・離職等で、生活がお困りの方に対する貸付制度について

●緊急小口資金（特例貸付）
対象 休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のため、貸付を必要とする世帯
貸付額 20万円以内（一括交付）
交付までの期間 申請から2週間程度
据置期間 1年以内
返済期間 2年以内（24回以内）
●総合支援資金生活支援費（特例貸付）
対象 収入減や失業等による生活困窮により、日常生活の維持が困難となったため、貸付を必要とし、緊急小口資金を利用後も収入減が続く世帯 貸付額 月額20万円以内（単身世帯は月額15万円以内）※原則3か月以内
交付までの期間 申請から30日程度
据置期間 1年以内 返済期間 10年以内（120回以内）※3月末までに貸付が終了する方で、なおも収入減が続く場合は、再貸付を利用できる場合があります。
◆ 以降、上記記事の共通項目 ◆
※連帯保証人は不要※生活保護受給世帯、他の道府県社会福祉協議会で貸付を受けている世帯は対象外※今回の特例措

置では、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除の場合あり 利率 無利率※期間までに返済不可の場合、延滞利息が発生
申込方法 下記問合せ先に事前連絡の上、必要書類を郵送または持参※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送による申請をお願いしています。また、持参による申請の場合、事前に日時の予約をお願いします。※本申請は必要な各種証明書の交付手数料が無料になります。詳しくは、区HPをご覧ください。
申込締切日 3月31日(水)（必着）
申込み・問合せ 〒110-0004 台東区下谷1-2-11 台東区社会福祉協議会生活支援室 TEL (5828) 7547
※必要な書類等詳しくは、台東区社会福祉協議会HP（下記二次元コード）をご覧ください。



3月11日(木)、東日本大震災発災から10年になります 災害に備えるための**日常備蓄**を進めましょう

食料品や生活用品

日常備蓄とは、普段使っている物を常に少し多めに備えることです。特別な物を備える必要がないので、従来の備蓄と比べて、簡単に始めることができます。

少し多めに備えた状態（日常備蓄）

- 《食料品》
水、レトルトごはん
カップラーメン、缶詰等
- 《生活用品》
ティッシュペーパー
トイレットペーパー
ビニール袋 等



消費した分だけ買い足す

古い物から消費

その他災害時に必要な物

カセットコンロ・ガスボンベ、懐中電灯、乾電池、簡易トイレ、防災ラジオ、モバイルバッテリー など



女性・乳幼児等の場合

生理用品、粉ミルク・液体ミルク、離乳食、おむつ など

日常備蓄について詳しくは、区HP（右記二次元コード）をご覧ください。



防災に関する情報を得るためには？

NEW 3月末までに各戸へ配布予定です



▲防災地図（地震編）



▲たいとう区安全・安心ハンドブック



▲台東区荒川水害・高潮水害ハザードマップ



▲台東区神田川水害ハザードマップ



▲台東区水害ハザードマップ

危機・災害対策課（区役所10階①番）、区民事務所・同分室、地区センターでも配布しています。

台東区防災アプリ「台東防災」



災害情報を瞬時にキャッチ！



▲iOS版



▲android版

問合せ 危機・災害対策課 TEL (5246) 1094